

第 26 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 7 年 10 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 83 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 84 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 85 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 29 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書記 今井俊介
6、会議録署名者	13 番 中川 洋二 委員、14 番 奥村 俊雄 委員
7、欠席委員	青木 会長
職務代理	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 26 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、青木 会長から欠席の届が出ておりますので、職務代理に代わり、私が議長として進行しますのでよろしくお願いします。 会議録署名者に、13 番 中川 洋二 委員、14 番 奥村 俊雄 委員を指名します。 それでは議題 71 号農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 83 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、別表のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 3 ページをご覧ください。以上です。
職務代理	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 13 番中川 洋二委員 説明願います。
13 番 中川 洋二委員	13 番 中川です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。 申請地はあゆみ館より北に 150m 程のところでは。 申請地は、土地に係る農地法 5 条の規定による転用許可を昭和 5

	7年3月3日付け岐阜県指令可 農政第1101号をもって許可されましたが、当初計画者は植林目的で申請地を取得したが、そのまま田として利用し植林をしないまま申請地の維持管理をしてきました。しかし、年齢とともに申請地の維持管理が困難となり、承継者に申請地を譲渡したく申請に至ったもの。 承継者は太陽光事業を営む法人であり、太陽光の設置に適した場所の取得したく申請に至ったものとなります。 申請書類については事業計画変更承認申請書、委任状、登記簿全部事項証明書、位置図、案内図、土地利用計画図、太陽光モジュール仕様書、電力会社との契約書類、経済産業省の登録書、誓約書、預金残高証明書、水利組合との誓約書、法人の登記事項証明書、代替地検討書を確認しました。 9月17日 行政書士立ち合いにて事前の現地確認を行いました。 9月25日 現地確認を行いました。 以上のことから、1号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。
職務代理	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。
職務代理	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に議第84号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4ページをご覧ください。議第84号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。 (議案書5ページ朗読) 別添資料は4ページから15ページをご覧ください。以上です。
職務代理	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について13番中川 洋二委員 説明願います。

13 番 中川 洋二委員	13 番 中川です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。 申請地はあゆみ館より北に 150m ところです。 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は現在太陽光発電事業の法人であり事業上まだまだ発電施設が必要な状況です、申請地は日当たりがよく事業に適しているため、取得したく申請に至りました。 譲渡人は年齢とともに申請地の維持管理が困難となり継続的に管理してくれる方を探していた、譲渡を希望されたため応じることにしたものとします。 権利の期間は永年、資金調達は土地取得費・土地造成費・建設費 947 万 7,769 すべて全額自己資金で行います。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、北側及び西側は宅地・東側は水路・南側水路及び原野。造成については整地のみ。 雨水については自然浸透にて処理し東側及び南側水路へ排水、汚水は発生しません。小堤により周辺用水路及び周辺地への土砂の流出を防ぎ、万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決すること。 申請書類については許可申請書、登記簿全部事項証明書、位置図、土地利用計画図、太陽電池モジュール仕様書、電力会社との契約書類、経済産業省の登録書、預金残高証明書、誓約書、水利組合との誓約書、委任状、代替地検討資を確認。 9 月 17 日に行政書士立ち合いにて事前の現地確認を行いました。 9 月 25 日 現地確認を行いました。 以上のことから、1 号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。
職務代理	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。
職務代理	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。 次に 2 号事案については、前回審議保留とした案件となりますので、事務局は説明をお願いします。
事務局	前回の総会にて、当該申請地東側の南北道路について、建築基準法上の道路であることが確認できておらず、事業の実現性について

	確認ができなかったため、審議を保留としていましたが、その後建築基準法上の道路であることが確認でき、当該申請地について一般個人住宅の建築が可能であることを確認しましたので報告いたします。以上です。
職務代理	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、10ヘクタールの農地が連担していることから、第1種農地に位置付けられます。第1種農地に位置付けられている農地については原則転用不可ですが、今回は例外規定の中の「集落接続」に該当するため、許可の見込みがあります。以上です。
職務代理	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について10番加納 恒明委員 説明願います。
10 番 加納 恒明委員	10番加納です、3号事案の説明を致します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料11ページから15ページまでをご覧ください。 申請地の場所は伏見郵便局より南東に約150mの所です。 転用の目的は、特定建築条件付売買予定地です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地が住宅地に適しており、需要が見込まれるので造成し販売するためです。 譲渡人は譲受人の強い要望により土地を売り渡すことにしたものです。 転用の目的に係る施設の概要は、宅地分譲5区画で1区画の面積は205.8㎡の計画となっています。 事業の操業期間又は施設の利用期間は許可日から1年間です。 資金調達についての計画は、すべて借入です。 転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、北側は田及び住宅、東側は道路、南側は約1mの用水路及び道路、西側は水路及び住宅地となっています。 南側の用水路には、コンクリートの蓋及びグレーチングを入れる。周辺には、コンクリートブロックを積んで土砂の流出がないようにする。 雨水は南側の用水路へ汚水は下水道に接続する。万が一問題が生じた場合は自己責任で解決する。 添付書類は委任状・全部事項証明書・土地利用計画図・誓約書・融資証明依頼書・宅地建物取引業者免許証・不動産売買契約書及び条項・可児土地改良区意見書・隣地承諾書について確認しました。

	9月20日事前説明、9月25日現地確認を行いました。 以上の事から3号事案については、現地確認時に農業用パイプラインの導線の位置について可児土地改良区と協議されていけば問題ないと思いますが、13番の土地利用計画図にその場所が北側の農地へ移転するという事が図面に添付してありました。以上の事から私は問題ないと思いますが皆さんの審議をお願いします。以上です。
職務代理	質疑に入ります。質問はありますか。
2 番田中幹三郎委員	はい、計画地の北側に田が存在しますがこの田の進入路はどこにありますか。
10 番 加納 恒明委員	はい、北側の県道から入ります。アパートの隣に死に地があります。西側に少し道路があります。そこから農道があり入れるようになっております。
2 番田中幹三郎委員	はい、分かりましたありがとうございます。
職務代理	他に質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第3種農地に位置付けられます。以上です。
事務局	6ページをご覧ください。議第85号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページ朗読) 別添資料は16ページから23ページをご覧ください。以上です。
職務代理	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案及び2号事案については、中川 洋二委員に関係する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで中川 洋二委員は退席をお願いいたします。 1号事案について2番田中 幹三郎委員 説明願います。
2 番田中幹三郎委員	はい、議長代理にお願いがあります。こちらの1号事案2号事案

職務代理	について、地番を見ていただくと分かるように隣り合わせの筆でありまして、尚且つ高低差のない1枚の田として耕作できる状態のものになりますので、お許しを頂ければ1号事案2号事案を同時に説明したいのですがよろしいでしょうか。
2 番田中幹三郎委員	問題ありません。お願いします。 はい、申請地の場所は顔戸駅から南東に約150mの所です。地目は現況田。申請に至る理由は、東側に●●さんの田んぼがありまして、519㎡なのですが91歳のご高齢でありまして、これからの維持管理、継続的に維持をしていただける方を探していました。それから西側の田んぼは、●●さんといひまして、山口市に居住されていまして、こちらに管理しに来るのが大変という事で継続的に維持をしていただける方を探していました。 譲受人は二人の譲渡人からの申し出を受けて申請地を無償で譲り受けて耕作する事にされたという事です。 先月の現地確認の後に、9月25日ですが、中川さんの案内で推進委員の籠橋さんと私の3名で現地を見に行きました。現況では年に1.2回草刈をされている耕作地なのですが、中川さんの方で雑草を刈り取ってもらい耕運していただければ即耕作に入れる状態という事でございましたので、私はこの1号事案2号事案については問題ないと思います。以上です。
職務代理	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
職務代理	採決に入ります。1号事案2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案2号事案は可決しました。審議終了いたしましたので、中川 洋二委員の着席を認めます。 (中川 洋二委員着席) 次に報第29号について事務局より報告願います。
事務局	8ページをご覧ください。報第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。 (議案書9ページを朗読) 以上です。

職務代理	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
職務代理	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

職務代理

13 番

14 番